

国東市の財政の健全性を示す5つの指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」の規定により、平成20年度決算に基づく4つの健全化判断比率および公営企業の資金不足比率を算出しました。

国東市はいずれの指標も基準を下回り、健全性が保たれていることを示しています。今後も健全な財政運営に努めていきます。

- 1 実質赤字比率**…普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
 ☑赤字の程度がわかります。
- 2 連結実質赤字比率**…全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率
 ☑全会計を合算した赤字の程度がわかります。
- 3 実質公債費比率**…普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
 ☑一年間で払う借入金返済額が増えすぎているかがわかります。
- 4 将来負担比率**…普通会計が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する比率
 ☑将来にわたる借入金が増えすぎているかがわかります。
- 5 資金不足比率**…公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率
 ☑公営企業会計の経営状況の日安となります。

※普通会計とは、一般会計及び住宅新築資金特別会計、自動車学校特別会計の総称です。

※標準財政規模とは、標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源（市税等）の規模をいいます。

【健全化判断比率】

	国東市の20年度 決算による数値	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	12.94%	20%
②連結実質赤字比率	—	17.94%	40%
③実質公債費比率	17.8%	25%	35%
④将来負担比率	128.0%	350%	

※「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを意味します。

【資金不足比率】

会 計 名	⑤資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20%
公共下水道事業特別会計	—	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	
浄化槽設置事業特別会計	—	
サイクリングターミナル事業特別会計	—	
工業用水道事業特別会計	—	
市民病院事業特別会計	—	

※「—」は、資金不足が発生していないことを意味します。